

セルフメディケーション税制 共通識別マークの情報提供等への使用に対するQ&A

2016年9月8日
日本一般用医薬品連合会

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）（以下、本税制）の2017年1月の施行に向けて、日本一般用医薬品連合会（以下、当連合会）では、新たに共通識別マーク（以下、当マーク）を作成し、その運用については「セルフメディケーション税制 共通識別マークの情報提供等へのご使用のマニュアル（以下、本マニュアル）」の遵守をお願いしている所です。

共通識別マークの情報提供等へのご使用にあたっての留意点について、質疑応答集（Q&A）としてとりまとめましたので、本マニュアルと合わせてご了知の上、運用ください。

当マークを運用する際にも、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）やその他の関係法規等を遵守するようご留意下さい。

尚、当マークの製品への表示に関しては、別途、「セルフメディケーション税制 共通識別マークの製品表示に関する運用ガイドライン」を遵守するようご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

Q1 当マークを情報提供資料、販促用資料、POP、店頭販促物、TVCF、WEB 広告、紙面広告等への使用する際に、特に注意をする点はありますか？

A 本税制対象製品以外の製品との比較や、不適当な使用や大量購入を誘引する目的で当マークを使用しないで下さい。

Q2 当マークを本税制対象製品にシールで貼付をする際に、特に注意をする点はありますか？

A 厚生労働省担当課に確認したところ、税制識別マークは法律等で規定された表示事項ではなく、製品の性質に係る内容ではないことを踏まえ、製造行為に該当しないとの見解です。但し、識別マークをシール貼付する場合は、製造販売業者の責任の元で行われる必要がありますので、連携を図って頂き、法定表示箇所を当該シールで隠さないように十分ご注意ください。

Q3 共通識別マークの背景の色の規定はありますか？

A 青色のデザインデータを提供しておりますが、表示場所の背景色とのバランス等を加味し、生活者にとって視認性のよい色調をお選び頂くことは差し支えありません。

Q4 情報提供等への共通識別マークを使用したいのですが、どのように提供されるのでしょうか？

A 当連合会から、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本医薬品卸売業連合会の事務局を通じて、共通識別マークのデザインデータの提供を致しております。また、上記の団体に加盟されていない場合につきましては、末尾記載の当連合会事務局宛にご連絡を頂きましてからの提供とさせていただきます。また、データの形式は画像 (JPEG、GIF) と編集可能なデータ (AI) となっております。尚、共通識別マークのデザインデータの提供は無償にて行っています。

Q5 当マークは商標登録をされていますか？

A 2017年4月21日付で商標登録済み(第5941584号)です。

以上

改訂履歴

初版：2016年9月8日

二版：2016年6月19日 下線部改訂

<本件に関するお問い合わせ先>

日本一般用医薬品連合会事務局：海老塚・辰巳・加藤・神田 TEL03-3865-4911